

障害支援区分について

○障害支援区分とは、「障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すもの（障害者総合支援法）」です。

○区分1～6まであり、数字が大きいほうが必要とされる支援の度合いが高く、各障害者手帳の区分とは異なります。

○障害福祉サービスを受けるためには、原則的に障害支援区分の認定を受ける必要があります。

※就労継続支援 A 型、同 B 型、就労移行支援などの訓練等給付のサービスのみを受ける場合には、どうしても必要なものではありません。

障害支援区分認定の流れ

① 訪問調査	居住地の市区町村に申請し、認定調査員による訪問調査を受けていただきます。また、市から直接、主治医あてに意見書（医師意見書）の作成をお願いします。
② 一次判定	認定調査の結果と医師意見書をもとに、コンピュータ判定を行います。
③ 二次判定	市の審査会において、一次判定の結果を受けて、認定調査員による特記事項や医師意見書を考慮し、二次判定を行います。
④ 認定	二次判定の結果を、申請者に通知します。

◎調査は、基本的に住んでいるところ（自宅や入所施設、グループホームなど）で行いますが、学生の場合は、調査員が学校へ赴き、本人、保護者、担任を含む教員、関係機関（相談支援専門員など）と一緒に聞き取り調査を行っております（自宅以外での様子を確認する意味からも、学校での調査をお願いしております）。

調査の内容と種類

概況調査	本人・家族・介護者の状況、日中活動の状況、居住関連などに関する調査
障害支援区分認定調査	障害者の心身の状況を把握するための 80 項目の調査(アセスメント)
特記事項	障害支援区分認定調査で把握しきれない本人の状況についての調査

※障害区分認定調査は、全 80 項目あり、大きく以下に分別されています。

1. 移動や動作等に関連する項目（12 項目）
2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16 項目）
3. 意思疎通等に関連する項目（6 項目）
4. 行動障害に関連する項目（34 項目）
5. 特別な医療に関連する項目（12 項目） ① 訪問調査 居住地の市区町村に申請し、認定

障害支援区分の認定調査項目（80項目）

1. 移動や動作等に関連する項目（12項目）				
1-1 寝返り	1-2 起き上がり	1-3 座位保持	1-4 移乗	
1-5 立ち上がり	1-6 両足での立位保持	1-7 片足での立位保持	1-8 歩行	
1-9 移動	1-10 衣服の着脱	1-11 じょくそう	1-12 えん下	
2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）				
2-1 食事	2-2 口腔清潔	2-3 入浴	2-4 排便	
2-5 排便	2-6 健康・栄養管理	2-7 薬の管理	2-8 金銭の管理	
2-9 電話等の利用	2-10 日常の意思決定	2-11 危険の認識	2-12 調理	
2-13 掃除	2-14 洗濯	2-15 買い物	2-16 交通手段の利用	
3. 意識疎通等に関連する項目（6項目）				
3-1 視力	3-2 聴力	3-3 コミュニケーション	3-4 説明の理解	
3-5 読み書き	3-6 感覚過敏・感覚鈍麻	-	-	
4. 行動障害に関連する項目（34項目）				
4-1 被害的・拒否的	4-2 作話	4-3 感情が不安定	4-4 昼夜逆転	4-5 暴言暴行
4-6 同じ話をする	4-7 大声・奇声を出す	4-8 支援の拒否	4-9 徘徊	4-10 落ち着きがない
4-11 外出して戻れない	4-12 1人で出たがる	4-13 収集癖	4-14 物や衣類を壊す	4-15 不潔行為
4-16 異食行動	4-17 ひどい物忘れ	4-18 こだわり	4-19 多動・行動停止	4-20 不安定な行動
4-21 自らを傷つける行為	4-22 他人を傷つける行為	4-23 不適切な行為	4-24 突発的な行動	4-25 過食・反すう等
4-26 そう鬱状態	4-27 反復的行動	4-28 対人面の不安緊張	4-29 意欲が乏しい	4-30 話がまとまらない
4-31 集中力が続かない	4-32 自己の過大評価	4-33 集団への不適応	4-34 多飲水・過飲水	-
5. 特別な医療に関連する項目（12項目）				
5-1 点滴の管理	5-2 中心静脈栄養	5-3 透析	5-4 ストーマの処置	
5-5 酸素療法	5-6 レスピレーター	5-7 気管切開の処置	5-8 疼痛の看護	
5-9 経管栄養	5-10 モニター測定	5-11 じょくそうの処置	5-12 カテーテル	

ポイント

◎障害支援区分の基本原則として、「障害の程度（重さ）」≠「必要とされる支援の量」ではありません。
例えば、以下の場合、

- a. 障害が重度で、入浴できず清拭のみ行っている
- b. 障害が軽度で、自分で入浴できるが、行為が不十分のため、全面的に支援者等 がやり直している



aもbも支援の度合は「全面的な支援が必要」となります。

◎区分認定調査において、80項目の聞き取りでは、1人で確実にできること以外は、「～をしてあげればできる」や「〇〇の場合、〇〇の支援が必要」とフォローが必要であることを支援の度合をよく知る立場の方からしっかり伝えていただくことが大切です。

特記事項についても、「今、このような進路で進めている」「〇〇事業所へ行きたいと考えている」など、なるべく具体的な進路状況をお知らせいただくことで、支援者間の情報の共有につながると考えております。